

別紙1 定義一覧（第1条関係）

※50 音順検索

1 維持管理企業

事業者から維持管理業務を直接に受託し、又は請け負う者である_____及び_____をいう。

2 維持管理業務

本施設の全部又は一部の性能、効用等の現状を維持し、その機能が十分発揮されるようにするための関連業務をいい、要求水準書において施設の維持管理に係る事項として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務及びこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「維持管理」とは、当該業務を行うことをいう。

3 維持管理・運営期間

本事業において本施設の供用開始日から令和21年3月31日（ただし、本契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）までの期間をいう。

4 運営企業

事業者から直接運営業務を受託し、又は請け負う者である_____、_____及び_____をいう。

5 運営業務

本施設の全部又は一部をその機能を発揮して運営することの関連業務をいい、要求水準書において運営に係る事項として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務及びこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「運営」とは、当該業務を含め、運営業務を行うことをいう。

6 開業準備期間

本事業において本契約締結日の翌日から本施設の供用開始日までの期間をいう。ただし、本事業関連書類において特定の日から本施設の供用開始日までの期間その他当該業務の履行期間として別段の期間が定められているときは、かかる定めに従う。

7 開業準備業務

本施設の開業準備のための関連業務をいい、要求水準書において開業準備に係る事項として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務及びこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「開業準備」とは、当該業務を行うことをいう。

- 8 開業準備業務計画書
第 61 条第 1 項の規定に基づき事業者が市に提出する開業準備スケジュールその他計画書をいう。
- 9 開業準備業務報告書
第 62 条第 1 項の規定に基づき事業者が市に提出する開業準備業務報告書をいう。
- 10 解体工事業務
既存施設の解体・撤去する関連業務をいい、要求水準書において既存施設の解体業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務及びこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「解体・撤去」とは、当該業務を行うことをいう。
- 11 開庁日
厚木市の休日を定める条例（平成元年厚木市条例第 3 号）第 1 条に定める市の休日以外の日をいう。
- 12 完成図書
要求水準書資料 08「提出図書一覧（完成図書）」に規定される仕様及び部数の完成図書をいう。ただし、本契約により変更された場合には、当該変更後のものをいう。
- 13 既存施設
本事業において、事業者が本契約に従い、その解体・撤去を行う本契約締結日において事業用地に存在する施設をいい、別紙 2「2（2）既存施設の概要」に示す施設（これらに付随する外構、施設及び設備を含む。）をいう。
- 14 基本協定
本事業に関し、市と落札者との間で令和 2 年 ____ 月 ____ 日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。
- 15 基本設計図書
要求水準書資料 08「提出図書一覧（基本設計図書）」に規定される仕様及び部数の基本設計図書をいう。ただし、本契約により変更された場合には、当該変更後のものをいう。
- 16 業務計画書
年度業務計画書、設計業務計画書、施工計画書、工事監理業務計画書、開業準備業務計画書、運営業務計画書及び維持管理業務計画書の総称をいう。
- 17 業務報告書
日報、月次報告書、四半期報告書及び年次報告書の総称をいう。

- 1 8 供用開始日
本施設が実際に供用開始される日をいう。
- 1 9 供用開始予定日
本施設の供用開始の予定日（維持管理・運営期間の開始予定日）である令和5年7月1日をいう。
- 2 0 協力企業
事業者へ出資せず、事業者から本業務の一部を直接受託し、又は請け負う者であって、落札者のうち、構成員ではない者をいう。
- 2 1 経過利息
別紙6（サービス対価の構成及び支払方法）に定めるサービス対価Bの割賦金利の計算に用いる利率に基づき、履行日から支払日までに生じた利息をいう。
- 2 2 建設企業
事業者から直接工事業務を受託し、又は請け負う者である_____、_____及び_____をいう。
- 2 3 建設工事業務
本施設の建設工事を施工する関連業務をいい、要求水準書において建設工事業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務及びこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「建設」とは、当該業務を行うことをいう。
- 2 4 工事監理企業
事業者から工事監理業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。
- 2 5 工事監理業務
本工事の工事監理のための関連業務をいい、要求水準書において工事監理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務及びこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「工事監理」とは、当該業務を行うことをいう。
- 2 6 工事監理者
本工事に関し、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。
- 2 7 工事業務
解体工事業務及び建設工事業務のそれぞれ又は総称をいう。
- 2 8 構成員
落札者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本業務の一部を直接受託し、又は請け負う者をいう。

2 9 サービス対価

本契約に基づき、事業者に対して市が支払う本業務の対価をいう。なお、サービス対価の詳細は、別紙6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載のとおりとする。

3 0 サービス対価（施設供用業務費相当分）

別紙6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載されるサービス対価のうち運営業務及び維持管理業務の対価（サービス対価C）の総合計金額相当分をいう。

3 1 サービス対価（施設整備費相当分）

別紙6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載されるサービス対価のうち施設整備費及び割賦金利をいう。

3 2 事業期間

本契約締結日を開始日とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和21年3月31日のいずれか早い方を終了日とする期間をいう。

3 3 事業者提案

落札者が入札手続において市に提出した事業者提案、市からの質問に対する回答書その他当該応募者が本契約締結日以前に提出した一切の書類をいう。

3 4 事業スケジュール

別紙3（事業スケジュール）記載の本事業に係る事業遂行日程をいう。

3 5 事業年度

毎年4月1日から始まる1年間をいう。ただし、最初の事業年度は、本契約締結日から令和3年3月31日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の4月1日から事業期間の終了日までをいう。

3 6 事業用地

要求水準書資料01「現況平面図（用地平面図）」に示す事業対象範囲に係る土地であって、本事業に供する土地をいう。

3 7 施設供用業務

本業務のうち本施設の運営業務及び維持管理業務に関する業務を総称していう。

3 8 施設整備業務

既存施設を解体・撤去し、本施設を整備することの関連業務をいい、要求水準書において施設整備に係る事項として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務及びこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「施設整備」とは、当該業務を含め、施設整備業務を行うことをいう。

3 9 施設整備期間

本契約締結日の翌日から引渡予定日までの期間をいう。ただし、事業者が引渡予定日までに本施設を完工できず又は開業準備が完了しなかった場合には、市が本施設の完工後、開業準備を完了し、本施設の引渡しを受けた日までの期間をいう。

- 4 0 施設整備費
サービス対価Aに相当する金額及びサービス対価Bに相当する金額（割賦金利相当額を除く。）の合計額に消費税及び地方消費税額を加算した額をいう。
- 4 1 実施設計図書
要求水準書資料 08「提出図書一覧（実施設計図書）」に規定される仕様及び部数の基本設計図書をいう。ただし、本契約により変更された場合には、当該変更後のものをいう。
- 4 2 指定管理者
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に定義される指定管理者であって、本施設のうち公の施設に該当する部分に係る市の条例の規定に基づき、本施設のうちの公の施設の管理に当たる者をいう。
- 4 3 設計企業
事業者から設計業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。
- 4 4 設計図書
基本設計図書、実施設計図書及び本施設についてのその他の設計に関する図書（本契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合は、当該変更部分を含む。）の総称をいう。
- 4 5 設計図書等
設計図書、工事完成図書及びその他本契約の施設整備業務に関連して市の要求に基づき作成される一切の書類をいう。
- 4 6 着工日
本工事に着工する日として事業スケジュールにおいて指定された日をいう。
- 4 7 長期修繕計画書
第 61 条第 2 項、第 4 項から第 6 項までの規定に基づき事業者が市に提出し、市の承認を得た最新版の長期修繕計画書をいう。
- 4 8 入札説明書
令和 2 年 1 月 31 日付厚木市ふれあいプラザ再整備事業入札説明書（その後の変更を含む。）をいう。
- 4 9 入札説明書等
入札説明書及びその添付資料、要求水準書及びその資料、落札者決定基準、様式集等入札公告時に示した資料（その後の変更を含む。）の総称をいう。
- 5 0 入札説明書等質疑回答
入札説明書等に関する質問に対する市の回答書の総称をいう。

- 5 1 年度業務計画書
第 61 条第 3 項から第 6 項までの規定に基づき事業者が市の承認を得た最新版の年度業務計画書をいう。
- 5 2 年度業務報告書
第 62 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき事業者が市に提出する日報、月次報告書、四半期報告書及び年次報告書の総称をいう。
- 5 3 引渡日
本施設が実際に市に引き渡された日をいう。
- 5 4 引渡予定日
令和 7 年 6 月末日又は本契約に従い変更されたその他の日をいう。
- 5 5 備品一覧
要求水準書資料 09「備品一覧」に規定される備品一覧をいう。
- 5 6 不可抗力
暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合は、その水準を超えるものに限る。）であって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- 5 7 法令
法律、政令、規則、命令、省令、条例、通達、行政処分、通達、行政指導若しくはガイドライン又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置等を総称する。なお、本契約上で表示される特定の「法令」は、別段の定義がなされている場合を除き、いずれもその適用時点までの改正が当然に含まれ、また、「法令変更」は、法律・政令・規則・命令・省令・条例の公布、行政処分・通達・行政指導・ガイドラインの発出、裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断の宣告その他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等が本事業又は事業者に適用されることが予見可能になった時点でなされたものとする。
- 5 8 本業務
本事業において事業者が行う施設整備業務、開業準備業務及び施設供用業務の総称をいう。
- 5 9 本契約締結日
本契約の仮契約が厚木市議会の議決を経て本契約となった日をいう。
- 6 0 本工事
本事業に関し設計図書に従った既存施設の解体工事、本施設の建設工事及びその他の施設整備業務に基づく関連工事をいう。

- 6 1 本事業
PFI 法に基づき、市が特定事業として選定した厚木市ふれあいプラザ再整備事業をいう。
- 6 2 本事業関連書類
入札説明書等、入札説明書等質疑回答、基本協定書及び事業者提案の総称をいう。
- 6 3 本施設
本事業として、事業者が本契約に従いその施設整備、運営及び維持管理を行う、事業用地に設置される施設（これらに付随する外構、施設及び設備を含む。）をいう。
- 6 4 本指定
事業者を、本施設の指定管理者として指定することをいう。
- 6 5 本条例
本施設の設置、利用、管理及び指定管理者に関する基本的な事項を定める厚木市議会により可決された条例並びに同条例に付随・関連する規則その他の細則（同条例に基づきなされる本事業に係る市の議決を含む。）の総称をいう。
- 6 6 モニタリング
要求水準書及び事業者提案に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙 7（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）の規定に基づき、本業務につき行われる各種の調査及び確認をいう。
- 6 7 要求水準
本事業において事業者が実施する業務に関して市が要求するサービスの水準であって、要求水準書及びこれに付随する文書において示された業務の基準をいう。なお、事業者提案に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回る場合は、その限度において、事業者提案に記載された性能又は水準が要求水準となる。
- 6 8 要求水準書
本事業に関し、令和 2 年 1 月 31 日に入札説明書とともに公表された要求水準書をいう。
- 6 9 落札者
本事業の実施に関して入札手続により選定された複数の企業からなる企業グループをいい、構成員及び協力企業をいう。
- 7 0 PFI 法
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

以 上

別紙2 事業概要

(第3条関係)

1 施設概要

(1) 敷地条件 (本事業の事業用地)

所在地	神奈川県厚木市金田 1156 番地
敷地面積	約 9,824 m ²
区域区分	市街化調整区域 (都市計画法)
用途地域	指定なし
容積率	100%
建蔽率	50%
道路斜線制限及び隣地斜線制限	なし
防火地域	なし
日影規制	なし
前面道路	北側 幅員約 7.5m 南側 幅員約 11m (水路含む。)
交通アクセス	路線バス 金田下宿下車徒歩 7分 送迎バス無し 小田急線 本厚木駅から約 3km

(2) 既存施設の概要

施設名称	厚木市ふれあいプラザ	
延床面積	4,537.09 m ²	
建築面積	3,011.71 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	
階数	地下1階、地上2階建て	
施設構成	温水プール	25mプール×8コース 子ども用プール 15m×9m 幼児用プール 90 m ² 全体面積 1,700 m ²
	浴室	浴槽男女各 12 m ² カラン男女各 7箇所 全体面積 80 m ²
	健康ルーム	トレーニングマシン エアロバイク ストレッチコーナー等 全体面積 160 m ²
	大広間・和室	大広間 1室、和室 2室 全体面積 約 160 m ²
	駐車場	台数 94台 (うち身体障がい者用 4台)

(3) 施設整備概要

施設全体規模	延べ床面積 4,900 m ² 程度	
建築面積	事業者の提案による。 ただし、敷地内に平置き駐車場を 130 台程度確保すること。	
施設用途	施設	主な用途
	温水プール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25mプール×6コース以上 ・ 25m歩行用プール×2コース ・ 子ども用・幼児用プール ・ 流水プール ・ ジャグジー ・ 更衣室（温浴施設脱衣室と兼用可） ・ シャワー室 ・ トイレ ・ 採暖室 ・ 監視室（救護室を含む。） ・ 器具庫 ・ 観覧ギャラリー
	温浴施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴室（男女別にそれぞれ最大 40 人が同時利用可能であること。） ・ サウナ ・ 脱衣室（プール更衣室と兼用可）
	トレーニングルーム及びスタジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定規模 約 480 m² ・ トレーニングルーム ・ スタジオ（2室以上） ・ 更衣室（プール更衣室・温浴施設脱衣室と兼用可）
	休憩室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来館者が休憩できる広間
	軽食コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来館者へ飲み物や軽食を提供するスペース ・ 自動販売機置き場
	飲食スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来館者が休憩し食事をする事が出来るスペース
	足湯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外からのアクセスできる足湯
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女別トイレ ・ みんなのトイレ（各階 1 箇所、うち 1 箇所はオストメイト対応とする。）
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台数 130 台程度（うち、身体障がい者用 5 台程度）
	駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台数 50 台以上
消防水利（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・ プールとは別に 40 t 規模の消防水利を整備すること。 ・ 設置に当たっては消防本部警防課と協議を行うこと。 	
外構（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地面積は敷地面積の 10%以上確保すること。 	

※ 消防水利と外構の緑化率について：本事業は厚木市住みよいまちづくり条例（平成 15 年厚木市条例第 6 号）の対象から除外されるため、条例による設置要件は発生しない。しかし、民間事業者へはこれらについて設置等を義務付けていることから、本施設においても同等の要件を満たすものとして設置することとする。

2 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和21年3月31日までとする。

施設整備期間	契約締結日の翌日から令和5年6月末日まで (うち、開業準備期間：令和5年6月1日から同月末日まで)
維持管理・運営期間	令和5年7月1日から令和21年3月末日まで

なお、本施設の供用開始後に、新ごみ中間処理施設の供用（令和7年度中）が予定されている。それに伴い、現環境センターから、新ごみ中間処理施設への、余熱エネルギー供給のための配管付替工事を市で実施する予定である。

3 事業の範囲

(1) 施設整備業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務（基本設計及び実施設計）
- ウ 各種申請等業務
- エ 既存施設の解体業務
- オ 建設工事業務（外構及び植栽整備を含む。）
- カ 備品等調達及び設置業務
- キ 工事監理業務
- ク 施設引渡業務

(2) 開業準備業務

- ア 開業準備業務
- イ 供用開始前の広報活動
- ウ 供用開始前の予約受付業務
- エ 開館式典、内覧会等の実施業務

(3) 運営業務

- ア 総合案内業務
- イ 利用料金の収受及び還付業務
- ウ 施設利用管理業務
- エ 備品等の貸出及び管理業務
- オ プールエリア運営業務
- カ トレーニングルーム及びスタジオ運営業務
- キ 温浴施設運営業務
- ク 足湯運営業務
- ケ 休憩室運営業務
- コ 未病センター運営業務
- サ スポーツ教室運営業務
- シ 総務業務
- ス 付帯事業

セ 自主事業

(4) 維持管理業務

ア 建築物保守管理業務

イ 建築設備保守管理業務

ウ 什器備品等保守管理業務

エ 外構等保守管理業務

オ 環境衛生管理業務

カ 清掃業務

キ 警備業務

ク 修繕及び更新業務

以 上

別紙3 事業スケジュール

(第4条関係)

本契約締結日	議会の議決の日
施設整備期間	本契約締結日の翌日から令和5年6月30日まで
着工日	令和2年__月__日
開業準備業務開始	本契約締結日の翌日
開業準備期間	上記開始日から令和5年6月30日まで
引渡予定日	令和5年6月末日
供用開始予定日	令和5年7月1日
維持管理・運営期間	令和5年7月1日から令和21年3月31日まで
本契約終了日	令和21年3月31日

以 上

別紙4 保険

(第31条、第54条、第77条関係)

1 施設整備業務に係る保険

- (1) 建設工事保険：工事中の施設に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償
- ・対象 本工事に関する全ての建設資産
 - ・補償額 本施設の再調達金額
 - ・期間 着工日から引渡日まで
 - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とする。
- (2) 第三者賠償責任保険：工事中の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償
- ・対象 本施設内における建設期間中の法律上の賠償責任
 - ・補償額 対人：1人当たり1億円、1事故当たり10億円
対物：1事故当たり1億円
 - ・期間 着工日から引渡日まで
 - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交叉責任担保特約を付ける。
- (3) 普通火災保険：工事中の施設の火災等により本施設に損害が生じた場合、その損害を補償
- ・対象 本施設
 - ・補償額 出来形の再調達金額
 - ・期間 着工日から引渡日まで

2 開業準備業務に係る保険

- (1) 第三者賠償責任保険：開業準備期間の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償
- ・対象 本施設内における開業準備業務に起因する法律上の賠償責任
 - ・補償額 対人：1人当たり1億円、1事故当たり10億円
対物：1事故当たり1億円
 - ・期間 開業準備期間
 - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交叉責任担保特約を付ける。
- (2) 普通火災保険：開業準備期間の火災等により本施設に損害が生じた場合、その損害を補償
- ・対象 本施設
 - ・補償額 再調達金額
 - ・期間 開業準備期間

3 維持管理・運営期間の保険

(1) 第三者賠償責任保険：維持管理・運営期間の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償

- ・対象 本施設内における施設供用業務に起因する法律上の賠償責任
- ・補償額 対人：1人当たり1億円、1事故当たり10億円
対物：1事故当たり1億円
- ・期間 維持管理・運営期間
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交叉責任担保特約を付ける。

(2) 普通火災保険：維持管理・運営期間の火災等により本施設に損害が生じた場合、その損害を補償

- ・対象 本施設
- ・補償額 再調達金額
- ・期間 維持管理・運営期間

※上記保険以外の保険の付保については、事業者提案とする。

なお、開業準備期間又は維持管理・運営期間中の保険については、事業者が上記の保険を付保した場合と同等の効果がある手法を提案し、市がこれを認めた場合には、これによるものとする。

以 上

別紙5 保証書の様式

(第46条関係)

〔建設企業〕（以下「保証人」という。）は、厚木市ふれあいプラザ再整備事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者が厚木市（以下「市」という。）との間で締結した令和2年〔 〕月〔 〕日付事業契約書（以下「本契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第1条の債務につき、事業者と連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本契約において定められる用語と同様の意味を有する。

第1条（保証）

保証人は、本契約第46条第1項の規定に基づく瑕疵担保責任に基づき事業者が市に対して負う債務（以下「主債務」という。）を、事業者と連帯して保証する。

第2条（通知義務）

市は、本保証書の差入日以降において、本契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務全額の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、本契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。
- 2 本保証書に基づく保証人の義務は、本契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるか又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証書に関する全ての紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

保証人： []

代表取締役 []

別紙6 サービス対価の構成及び支払方法
(第78条、第79条関係)

※入札説明書別紙2のとおり記載する。

別紙7 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法
(第80条、第81条、第93条、第94条関係)

※入札説明書別紙3のとおり記載する。

別紙8 法令変更による費用の負担割合

(第7条、第35条、第37条、第41条、第43条、第48条、第56条、第63条、第69条、第95条、第96条関係)

	市負担割合	事業者負担割合
① 本事業に特別に影響を及ぼす法令（税制度を除く。） の制定・改正の場合	100%	0%
② 下記③以外の税制度の新設及び変更に関する 法令の制定・改正の場合	100%	0%
③ 事業者の利益に課される税制度の新設及び変更 に関する法令の制定・改正の場合	0%	100%
④ 上記①②③以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に特別に影響を及ぼす法令とは、本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を特別に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない消費税、法人税その他の税制変更及び事業者若しくは本事業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。

また、上記にかかわらず、付帯事業及び自主事業に関して法令の変更により事業者が増加費用が発生した場合は、当該増加費用は全て事業者の負担とする。

以 上

別紙9 不可抗力

(第7条、第30条、第35条、第37条、第41条、第43条、第48条、第56条、第63条、第69条、第77条、第82条、第98条、第99条関係)

1 施設整備期間

施設整備期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者に損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙9において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、施設整備期間中における累計で、サービス対価（施設整備費相当分をいい、本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

2 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価（施設供用業務費相当分）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

3 付帯事業及び自主事業

上記1及び2の規定にかかわらず、不可抗力により付帯事業及び自主事業に関して事業者に損害、損失及び費用が発生した場合であっても、当該損害、損失及び費用は全て事業者が負担する。

以 上